

別添②

I 労働時間	延べ労働時間数		延べ利用者数 (雇用契約者数)		<p>(評価方法)</p> <p>前年度において、雇用契約を締結していた利用者の労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した事業所における1日当たりの平均労働時間数によって8段階の評価。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>令和3年度の報酬の取扱いとして、「平成30年度」「令和元年度」「令和2年度」いずれかの実績で評価</p> </div> <p>(平均労働時間)</p> <table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>1日の平均労働時間が7時間以上</td><td>80点</td></tr> <tr><td>1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満</td><td>70点</td></tr> <tr><td>1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満</td><td>55点</td></tr> <tr><td>1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満</td><td>45点</td></tr> <tr><td>1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満</td><td>40点</td></tr> <tr><td>1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満</td><td>30点</td></tr> <tr><td>1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満</td><td>20点</td></tr> <tr><td>1日の平均労働時間が2時間未満</td><td>5点</td></tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">1日の平均労働時間数 (延べ労働時間数÷延べ利用者数)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>4.297779594</td> <td>時間</td> </tr> </table> </div>	1日の平均労働時間が7時間以上	80点	1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	70点	1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	55点	1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満	45点	1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満	40点	1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	30点	1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	20点	1日の平均労働時間が2時間未満	5点	4.297779594	時間
	1日の平均労働時間が7時間以上	80点																					
	1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	70点																					
	1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	55点																					
	1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満	45点																					
	1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満	40点																					
	1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	30点																					
	1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	20点																					
	1日の平均労働時間が2時間未満	5点																					
	4.297779594	時間																					
	4月	2508	時間	613		人																	
	5月	2859	時間	662		人																	
	6月	2643	時間	653		人																	
	7月	2559	時間	601		人																	
	8月	2797	時間	644		人																	
9月	2675	時間	607	人																			
10月	2926	時間	685	人																			
11月	2736	時間	630	人																			
12月	2863	時間	591	人																			
1月	2246	時間	511	人																			
2月	2295	時間	540	人																			
3月	2443	時間	604	人																			
合計	31550	時間	7341	人																			

注1 延べ労働時間数は、実際に利用者が労働した時間数をそれぞれの月で算出し総計するものである。休憩時間、遅刻、早退、欠勤、健康面や生活面の助言・指導といった面談に要した時間等により実際に労働していない時間であって賃金の支払いが生じない時間は労働時間数に含めない。年次有給休暇を取得した場合（時間単位で取得した場合も含む。）や健康面や生活面の助言・指導といった面談に要した時間等であっても労働時間として賃金を支払っている場合は労働時間に含めるものとする。

注2 延べ利用者数は、雇用契約を締結している者であって実際に賃金を支払った人数をそれぞれの月ごとに算出すること。

注3 利用開始時には予見できない事由により短時間労働（1日の労働時間が4時間未満）となった場合は、90日を限度として、延べ労働時間数・延べ利用者数から除外することができる。

注4 平均労働時間区分「なし（経過措置対象）」は、指定を受けてから1年間を経過していない事業所が選択する。